別記第二十三号様式中

「支払利息	×××」を
「支払利息	×××に改める。
リース負債に係る利息費用	×××」

別記第二十六号様式中

「短期借入金	×××」を
「短期借入金	×××に、「リース債務」を「リース負債」に、
リース負債	×××」
「その他の包括利益累計額合計	×××」を
「その他の包括利益累計額合計	×××に改める。

新株予約権　×××

別記第二十七号様式中

「支払利息	×××」を
「支払利息	×××に改める。
リース負債に係る利息費用	×××」

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令（以下この項において「新省令」という。）の規定は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、新省令の規定を適用することができる。

○国土交通省令第二十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九十一条の三の規定に基づき、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（自動車特定整備事業者の遵守事項） **第六十二条の二の二**　法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～八　（略） 九　事業場以外の場所において特定整備を行う場合にあつては、当該特定整備の適切な実施のために必要なものとして国土交通大臣が定める要件を満たすこと。 十　（略） ２・３　（略）	（自動車特定整備事業者の遵守事項） **第六十二条の二の二**　法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～八　（略） （新設） 九　（略） ２・３　（略）